

# 議 事 録

第 17 期名護市農業委員会  
第 16 回 総 会

令和 3 年 12 月 23 日 (木)

名護市農業委員会 第16回総会

開催日時 令和3年月12月23日(木)午後10時00分～

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	×	5番			6番	前川 好男	×
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	◎	9番	宮城 政喜	×
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	◎
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	○	18番	伊波 興助	○
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	×
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	×						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第93号 農地転用事業計画変更承認申請について  
 第94号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
 第95号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第96号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第97号 非農地証明願について  
 報告 農地法第5条許可の取り消し願について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は8番と15番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第16回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第92号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用地内、面積1,268㎡(2筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者1名、従事日数200日。計画作物はサトウキビ。

整理番号2番 1筆は農振農用地内、残り5筆は農振農用地内、面積2,524㎡。規模拡大のための有償移転。従事者3名、従事日数200日。計画作物はグァバ。

整理番号3番 農振農用地外5筆、残り1筆農用地内、面積7,036㎡(6筆合計)。新規就農のための無償移転。従事者2名、従事日数150日。計画作物はバナナ、タンカン、サトウキビ。

整理番号4番 農振農用地内、面積22,266㎡。新規就農のため賃借権。従事者2名、主従事日数200日。計画作物は柑橘

事務局 事務局としては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 93 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 1,766 m<sup>2</sup>。(2 筆合計)当初転用計画は、レストラン。土地を有効利用するため、資材置場へ計画変更。農地区分は、第 2 種 (市街地近接) 一団農地は 0.4ha。

整理番号 2 番 農振外、面積 213 m<sup>2</sup>。当初転用計画は、駐車場。土地を有効活用する為計画変更。農地区分は、第 3 種 (第 1 種中高層住居専用地域) 5 条申請 8 番と同時申請。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(第 94 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 717 m<sup>2</sup>。一般個人住宅を建築したい為の申請。農地区分は第 2 種農地となっております。一団農地は 4.2 ha となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

第 95 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局

整理番号1番 農用地域外、面積287㎡(2筆合計)。一般個人住宅での所有権移転。第2種農地(市街地近接)一団農地は0.2haとなっております。

整理番号2番 農用地域外、面積435㎡。一般個人住宅としての所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)一団農地は0.8haとなっております。

整理番号3番 農用地域外、面積401㎡。一般個人住宅としての所有権移転。農地区分は、第3種農地(宅地連たん)となっております。

整理番号4番 農用地域外、面積1021㎡。建売住宅での所有権移転。農地区分は、第2種農地(その他)一団農地は0.6haとなっております。

整理番号5番 農用地域外、面積55㎡。駐車場での所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)一団農地は0.1haとなっており、5条整理番号6番と同時申請となっております。始末書付き案件。

整理番号6番 農用地域外、面積44㎡。進入道路での所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)一団農地は0.1haとなっており、5条整理番号5番と同時申請となっております。始末書付き案件。

整理番号7番 農用地域外、面積1,036㎡。住宅兼資材置場での所有権移転。農地区分は第2種農地(市街地近接)一団農地は0.1haとなっております。

整理番号8番 農振外、面積62㎡。倉庫兼駐車場での所有権移転。農地区分は、第3種農地(第1種中高層住居専用地域)となっております。5条事変整理番号2番と同時申請となっております。

整理番号9番 農振外、面積411㎡。一般個人住宅での所有権移転。農地区分は、第3種農地(第1種中高層住居専用地域)となっております。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

質疑が無いようなので当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(第 96 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 3 年 12 月 21 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 8 名。譲受人 8 名。設定筆数 12 筆、面積 27,553 m<sup>2</sup>。内 賃借権 4 筆、使用貸借権 7 筆、所有権移転 1 筆となっています。

整理番号 1 番 3 年の使用貸借。農地中間管理事業における借受。

整理番号 2 番 3 年の使用貸借。予定作物は工芸作物果樹。稼働日数は 150 日。

整理番号 3 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における借受。

整理番号 4 番 5 年の賃借権。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 200 日。

整理番号 5 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における借受。

整理番号 6 番 5 年の賃借権。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 200 日。

整理番号 7 番 2 年の使用貸借。予定作物はバナナ、パッションフルーツ。稼働日数は 250 日。

整理番号 8 番 所有権移転。予定作物は野菜。稼働日数は 150 日。

整理番号 9 番～10 番 3 年の使用貸借。予定作物は牧草。稼働日数は 150 日。

整理番号 11 番 5 年の使用貸借。予定作物はアレカヤシ。稼働日数は 250 日。

整理番号 12 番 3 年の使用貸借。予定作物はハーブ類。農地所有適格法人。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第 97 号 非農地証明願について)

- 調査員 整理番号 1 番 農用地域外、面積 3,245 m<sup>2</sup>。(2 筆合計)。当該申請地は約 50 年近く農地として耕作されておらず、原野状態となっており農地としての利用が困難な場所である。
- 整理番号 2 番 農用地域外、面積 17 m<sup>2</sup>。当該申請地は約 20 年前から農地ではなく、公衆用道路として利用されており農地としての利用が困難な場所である。
- 整理番号 3 番 農用地域外、面積 160 m<sup>2</sup>。当該申請地は進入路がなく袋地で農地としての利用が困難な場所である。
- 整理番号 4 番 農用地域外、面積 725 m<sup>2</sup>(2 筆合計)。当該申請地はサトウキビやススキ等の雑草が繁茂している状況で耕作困難な土地であるとは言えない。非農地証明願については、証明不可と判断します。
- 整理番号 5 番 農用地域外、面積 95 m<sup>2</sup>。当該申請地は道路拡張による残置での一部として使用されており、農地としての利用は困難である。
- 整理番号 6 番 農用地域外、面積 142 m<sup>2</sup>。当該申請地は整理番号⑤と同様に道路拡張による残置での一部として使用されており、農地としての利用は困難である。
- 整理番号 7 番 農用地域外、面積 191 m<sup>2</sup>。当該申請地は袋地の土地で山林化しており、農地としての利用は困難である。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。  
質疑が無いようなので、当該案件は可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 5 条の取り消し願について)

- 事務局 整理番号 1 番 農用地域外、面積 363 m<sup>2</sup> (14 筆合計)。一般住宅建設の為土地を譲渡する。こちら 5 条申請整理番号 2 番と同時申請になっております。
- 整理番号 2 番 農用地域外、面積 363 m<sup>2</sup>。譲受人 2 名が共有名義に変更する為。

(閉会)

議長                    以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 16 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会                    議長(会長)    川上 達也    印

署名委員                    具志堅 安盛    印

署名委員                    宮里 強    印